

墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
(給料) 第2条 常勤の監査委員の給料は、月額 <u>65万2,000円</u> とする。	[同左] 第2条 常勤の監査委員の給料は、月額 <u>63万4,000円</u> とする。

付 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。